

上三川町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家等を有効活用することにより、高齢者や子育て世代への住替え支援及び移住定住の促進による地域の活性化を図るために実施する上三川町空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に居住しておらず、または近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅(併用住宅を含む。)及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買又は賃貸(以下「売買等」という。)を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買等を希望する所有者から申込みを受けた空き家等の情報について、住替え、町内への移住定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(協定の締結)

第3条 町長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 媒介業者の指名及び推薦
- (2) 空き家等の所有者から空き家バンクへの登録の申込みがあった物件の登録に必要な調査の共同実施
- (3) 空き家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるもので

はない。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等と認められる者及びこれらと密接な関係を有していると認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

（空き家等の登録申込み等）

第5条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者（以下「申請者」という。）は、上三川町空き家バンク登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、登録番号を付し、上三川町空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸借を目的として建築されたもの

- (2) 主として不動産業を営む者が所有するもの

- (3) 老朽化が著しいもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上三川町空き家バンク登録完了通知書（別記様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

- 4 第2項の規定による登録の期間は、登録台帳に登録した日から2年間とする。ただし、第1項に規定する手続により、改めて登録することができる。

（空き家等登録事項の変更の届出）

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったときは、上三川町空き家バンク登録変更届出書（別記様式第3号）により町長に届け出るものとする。

（空き家等の登録の取消し）

第7条 町長は、空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、上三川町空き家バンク登録取消通知書（別記様式第4号）を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件の売買又は賃貸の契約が成立したとき。
- (2) 登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が取消しが相当と認める事由があったとき。

2 登録者は、空き家バンクへの登録を取り止めるときは、上三川町空き家バンク登録取下げ申出書（別記様式第5号）により町長に届け出るものとする。
（成約の報告）

第8条 登録者は、空き家バンクに登録した空き家等（以下「登録物件」という。）が成約に至った場合には、上三川町空き家バンク登録物件成約報告書（別記様式第6号）に契約書の写しを添えて町長に報告するものとする。
（情報提供）

第9条 町長は、登録台帳に登録した空き家等の情報について、町ホームページその他適切な方法により情報提供するものとする。
（利用者の登録）

第10条 空き家バンクの利用を希望し、情報の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、上三川町空き家バンク利用登録申請書（別記様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、相当と認めるときは、上三川町空き家バンク利用登録台帳（以下「利用台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上三川町空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第8号）を利用者に通知するものとする。
（利用登録事項の変更の届出）

第11条 利用者は、登録事項に変更があったときは、上三川町空き家バンク
利用登録変更届出書（別記様式第9号）を町長に届け出るものとする。

（登録物件の購入等の申込み）

第12条 登録物件の購入等をしようとする利用者は、上三川町空き家バンク
希望物件申込書（別記様式第10号）により町長に申し込まなければならない。
い。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、当該登録物件の
登録者及び宅建協会に対し、その旨を通知するものとする。

（利用登録の取下げ）

第13条 利用者は、登録を取り止めるときは、上三川町空き家バンク利用登
録取下げ申出書（別記様式第11号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の申出書の提出があったときは、利用台帳に登録した情報を
削除するとともに、上三川町空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第
12号）を当該利用者に通知するものとする。

（利用者の登録の取消し）

第14条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用
台帳の登録を削除するとともに、上三川町空き家バンク利用登録取消通知書
（別記様式第12号）を当該利用者に通知するものとする。

(1) 申込内容に虚偽があったとき。

(2) 空き家バンクを利用するに当たり、ふさわしくない行為がある、又はそ
のおそれがあると町長が認めたとき。

（個人情報の保護）

第15条 空き家バンク実施に関する個人情報の取り扱いについては、上三川
町個人情報保護条例（平成15年上三川町条例第43号）に定めるところに
よる。

（登録者と利用者の交渉等）

第16条 町長は、空き家等に関する交渉、売買又は賃貸借等の契約に関し、

直接これに関与しない。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係） （表）

上三川町空き家バンク登録申請書（ 新規 ・ 再登録 ）

年 月 日

（宛先）上三川町長

1 申請者			
住 所	〒		連絡先
フリガナ 氏 名	印		
所有者との 関係			メールアドレス
2 空き家等の概要			
所在地			
所有者			
空き家の区分	空き家（建物・土地） 付帯物件（ ）		
面積（㎡）	建物 ㎡（ 坪） ・ 土地 ㎡（ 坪）		
建築年 空き家になった時期	年築 ・ 年から空き家		
構造・間取り			
賃貸・売買の条件 ※賃貸・売買の両方希望する場合はその内容について記入してください。	売却希望価格	家賃（月額）	敷金・礼金
	更新料等	希望契約期間	その他
補修について	補修の要 否 補修の費用負担（所有者・入居者）		
備 考			

添付書類 案内図、間取り図、登記事項証明書（土地・建物）、
 <相続登記未済の場合> 戸籍謄本、同意書等
 <申請者が所有者と異なる場合> 委任状

--

(裏)

上三川町長 様

私は、上三川町空き家バンクに空き家等の登録を申し込むに当たり、次の事項について同意します。

- 1 町が空き家バンク登録申請書の表面に記載されている情報及び建物の状況写真の情報について、申請者及び所有者の情報を除いて、町ホームページにより公開すること。
- 2 町が利用登録者に対し、空き家等の申請者及び所有者、詳細な位置等の情報を提供すること。
- 3 空き家バンクの利用を通じて得られた利用登録者の情報を適正に利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 4 申請者又は申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために、栃木県下野警察署長の意見を聴くこと。

年 月 日

登録申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

注意点

※ 上三川町は、物件の売買・賃貸等に係る交渉、契約等に関しては一切関与しません。
物件の交渉、契約等に関するトラブルについては、当事者間において責任を持って解決してください。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

上三川町空き家バンク登録完了通知書

様

上三川町長

年 月 日付けで申請のあった空き家バンクへの物件の登録が完了しましたので、上三川町空き家バンク実施要綱第5条の規定により通知します。

物件住所

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

上三川町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

上三川町空き家バンク登録変更届出書

上三川町空き家バンク登録台帳の登録事項の変更について、上三川町
空き家バンク実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 第

号

変更内容

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

上三川町空き家バンク登録取消通知書

様

上三川町長

年 月 日付けで空き家バンクへ登録しました物件の登録を取り消しましたので、上三川町空き家バンク実施要綱第7条の規定により通知します。

取消理由

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

上三川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

上三川町空き家バンク登録取下げ申出書

上三川町空き家バンク登録台帳の登録を取下げたいので、上三川町空き家バンク実施要綱第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

登録番号 第 号
取消理由

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

上三川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

上三川町空き家バンク登録物件成約報告書

上三川町空き家バンク登録に登録された下記の物件が、成約しましたので、上三川町空き家バンク実施要綱第8条の規定により報告します。

記

登録番号	第	号
物件住所		
成約内容	売買・賃貸・その他（	）

別記様式第7号（第10条関係） （表）

上三川町空き家バンク利用登録申請書（新規・再登録）
 年 月 日

上三川町長

住所	〒			
フリガナ氏名	印	連絡先		
メールアドレス				
家族状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は通学先等
		本人		
希望条件	希望地域・間取り・状態・広さ・立地・環境条件その他			
希望価格	売買	円	賃貸	円/月
希望理由	1 住替え 2 上三川町への移住・定住 3 二地域居住 4 その他（ ）			
備考				
添付書類 本人確認書類（運転免許証等）の写し				

(裏)

上三川町長 様

私は、上三川町空き家バンクの利用登録を申し込むにあたり、次の事項について同意します。

- 1 町が空き家バンク利用登録申請書の表面に記載されている情報を空き家等の登録者に対し提供すること。
- 2 空き家バンクの利用を通じて得られた空き家等及び空き家等の登録者の情報を適正に利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 3 申請者又は申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために、栃木県下野警察署長の意見を聴くこと。

年 月 日

利用登録申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

注意点

- ※ 上三川町は、物件の売買・賃貸等に係る交渉、契約等に関しては一切関与しません。物件の交渉、契約等に関するトラブルについては、当事者間において責任を持って解決してください。

別記様式第8号（第10条関係）

年 月 日

上三川町空き家バンク利用登録完了通知書

様

上三川町長

年 月 日付けで申請のあった空き家バンク利用登録が完了しましたので、上三川町空き家バンク実施要綱第10条の規定により通知します。

別記様式第9号（第11条関係）

年 月 日

上三川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

上三川町空き家バンク利用登録変更届出書

空き家バンク利用登録台帳の登録事項の変更について、上三川町空き家バンク実施要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 第 号
変更内容

別記様式第11号（第13条関係）

年 月 日

上三川町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

上三川町空き家バンク利用登録取下げ申出書

上三川町空き家バンク利用登録台帳の登録を取下げたいので、上三川町空き家バンク実施要綱第13条の規定により、次のとおり申し出ます。

登録番号 第 号

取消理由

別記様式第12号（第13条、第14条関係）

年 月 日

上三川町空き家バンク利用登録取消通知書

様

上三川町長

年 月 日付けで空き家バンク利用台帳の登録を取り
消しましたので、上三川町空き家バンク実施要綱第13条及び第14条の
規定により通知します。

取消理由